

環境・消費者・情報法制の架橋？法政策研究における分野間比較の視点

講師 千葉大学 法政経学部 准教授 横田 明美

指導教員 久末 弥生

日時 平成 27 年 6 月 12 日（金）午後 6 時 30 分～9 時 20 分

場所 大阪市立大学大学院 梅田サテライト 6 階 107 教室

議事録担当 M1 關谷雅彦

はじめに

参照、

横田明美「法学部って何だっけ？—法政経学部の教員から」法学セミナー725号（2015年6月号）39-42頁

総合政策学科生のゼミイメージ

	労働	社会保障	都市政策	環境	
経済学	大石			倉阪	
政策学		廣井			
法学	横田				

1 研究の着想にいたった経緯～環境法、消費者法、情報法の共通点

(1) 現代的課題

環境法、消費者法、情報法は共に、1970年代以降に注目されるようになった分野であり、比較的新しい法政策分野である。

所管官庁（環境庁（省）・消費者庁）等の設置もこの3つは共に、比較的新しく、「国家による法実現」の限界の問題も言われている。

(2) 今までの行政法各分野との関係

政策目的による法領域

環境法・都市法・消費者法・競争法・情報法・医療法等に分かれており、それぞれが別個の研究対象となっている。

政策目的の法学手法

行政法・民事法・刑事法等に分かれている。

政策目的による法領域を、政策目的の法学手段で横断したら面白いと考えた。具体例、産業廃棄物処理場が問題を起こした。

⇒縦割りの単一の法律のみでは対応できない。
 ポリシーミックス=法政策手法のミックスが必要である

ポリシーミックスの図解

	環境法	都市法	消費者法	競争法	情報法	医療法
行政法						
民事法						
刑事法						

環境法・消費者法・情報法の所管官庁の権限も横割りとなっている。

参照、中川丈久「行政法における法の実現」p112 図1 法実現手段の複層性（佐伯仁志（編）『岩波講座現代法の動態2 法の実現手段』2014、岩波書店、111-154 頁所収）

2 集合的利益・拡散的利益を巡る議論

(1) 前回ワークショップ講義（2013年10月）の復習

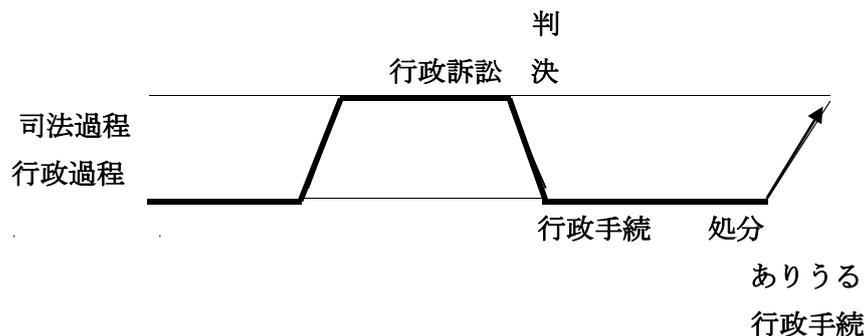
政策実現における訴訟の機能

行政過程と司法過程を通じた、判断・決定プロセス

行政過程と司法過程を往復する。

【行政過程と司法過程を通じた、判断・決定のプロセス】

政策と訴訟が交錯する場面の図解



1) 行政訴訟

【代表格】取消訴訟

【平成16年改正後】義務付け訴訟（申請型・非申請型）、
 差止訴訟、当事者訴訟（の更なる活用）

具体例 タクシーの許認可



生活保護



ばい煙工場等



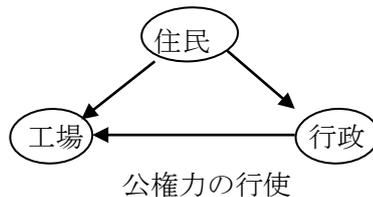
2) 損害賠償（国家賠償）訴訟

【通常】違法行為がなされたときに賠償を請求する。

【近年著名判決が増加】規制権限や立法の不作為を違法とする。

国家賠償訴訟等

具体例 ばい煙工場等と住民の関係（自分の権利利益の侵害）



3) 住民訴訟

地方公共団体が行った公金の支出等について違法であると考え、住民であれば誰でも裁判所に訴えることができる。

種類は4つ（①行為の差止め②行政処分 of 取消・無効確認③怠る（不作為）事実の違法確認④職員に対する損害賠償等の請求を求める。）

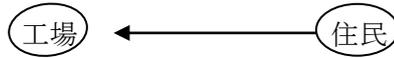


住民は税金として、金を出しているので訴えることができるという特別な仕組み（住民自体の権利利益というわけではない。）

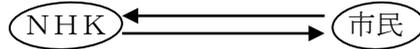
4) 民事差止訴訟（追加）

物権や人格権の侵害を排除するために行われる訴訟のこと。

具体例 産業廃棄物処理施設に対して周辺住民が操業停止を人格権に基づいて求める。



5) 民事給付訴訟（市民同士でも生じる。）
 契約に基づいて債権が発生する。



裁判所の姿勢 主観訴訟（自分の権利利益を主張する訴訟）は、受理する。
 客観訴訟（自分の権利利益を主張する以外の訴訟）は、法律の定めが無い場合は却下（門前払い）する。
 具体例、豊かな自然環境(川が流れ、花が咲き、ウサギ等が生息している)と歴史的遺産等を破壊する工場が出来た。
 ⇒近隣の住民は訴訟が出来る。
 ⇒自然保護団体・歴史学者は、訴訟に乗らない？

(2) 今回の問題意識

司法制度によって実効性のある救済は行われているのか？
 個人が提訴することが期待できない利益、あるいは個人に帰属するとは必ずしも言えない利益の問題
 司法制度によって執行の欠缺は解消しうるのか？
 行政が必ずしも規制を十分に発動できない「執行の欠缺」の問題

集合的利益・拡散的利益と行政過程・司法過程の関係

←個々人・個別的

一般法秩序→

	個人的利益	集団的利益・集合的利益		拡散的利益		一般公益
例	生命・身体	少額消費者被害	住民の景観利益	文化財保護	種の保存	秩序
訴訟可能か	訴訟可能	コスト面から難しい	個別保護要件に争い	帰属する「個人」を觀念しえない		
行政過程	客観法（行政過程）での考慮範囲					
司法過程	主観法（訴訟過程）での主張可能範囲			執行の欠缺		（客観訴訟）

(3) 集合的・拡散的利益論

1) 消費者法に於ける研究

千葉恵美子他(編)『集团的消費者利益の実現と法の役割』2014年v頁での分類

集合的利益：個人的利益を束にした利益であり、損害の観念とその個別的な帰属の確定が可能である利益

拡散的利益：個人的利益を観念することはできるが、個人的な帰属の確定までは難しい利益

社会的喪失(利益)：市場競争の機能不全により社会的損失が観念できるが、損害を観念することができないから、個人的利益を観念とすることも困難である利益

消費者団体訴訟法(2007年導入)⇒民事訴訟の枠組みを拡張する動きがある。



2) 環境法における研究

環境団体訴訟

執行の欠缺：法規制はあるにも関わらず、行政のリソース不足が原因で、必ずしも規制を十分に発動できないこと。

「執行の欠缺」の解消策としてのオーフス条約：情報公開、市民参加、司法アクセスの3原則を掲げたヨーロッパレベルでの条約→EU指令で取り入れられ、各国法の制定が進行中である。

(4) 「団体訴訟」の拡張

1) 暴力団追放団体訴訟（暴力団対策法）

周辺住民の有している人格権の問題としてとらえる。

具体例 国家公安委員会の適格認定を受けた都道府県暴力団追放運動推進センターが暴力団事務所の使用差止請求を行う。

2) 消費者集合訴訟制度

具体例 カネボウ化粧品の美白成分の問題等

特定適格消費者団体による訴訟

不当な事業者に対して被害回復請求をする。

「同種個別的利益」を救済

第1段階：事業者の共通義務を確認（原告：特定適格消費者団体）

第2段階：個別の消費者の債権を確定

（誰に、いくらを支払うかを確定）

3 情報法分野での問題意識

（1）公権力による実効性の確保の限界

問題点：匿名化

国境を越える

国家よりも強大な企業

特定の業種から全ての人々へ 等

「メディアに関する法政策」から全ての人々の法政策に

具体例、S氏が、コンクリート詰め殺人事件の真犯人である！ との

ネット上のデマ・誤報

今でも検索すれば出てくる⇒忘れられる権利（削除権）も必要なのではないか。

（2）新たな規制枠組みの萌芽

アーキテクチャ論：個人の行為の可能性を制約ないし構成する物理的技術的条件

媒介者による規制：通信事業者、プロバイダー、SNS、検索エンジンなどの媒介者に対して

・表現の自由を入口段階で規制してしまう恐れがある。

・適切な設計と運用を行えば委縮効果軽減も可能である

共同規制：政府規制と自主規制を組み合わせた公私共同型統治手法

4 研究の方向性

（1）類似点と相違点の抽出

利益の性質、執行困難性、法制度設計上の基本指針、想定されている事例の特質について、類似点と相違点、対応関係

（2）既に生じている具体例の探索

情報法×消費者法とでも言うべき分野がある。

具体例 電気通信関連規制など

欧州データ保護法の実効性確保の問題で、消費者団体訴訟の

枠組みが使われたとの一部報道もある。

(3) 新たな行政組織設計の指針

「仮称・情報庁」が、新たな行政組織として設立されるのか否か注目すべきである。

(4) 拡張可能性

これらの新しい枠組みは、他の行政法分野に波及するのか？

質疑応答

Q 1 オーフス条約とグリーンアクセスプロジェクトについての説明をしてほしい。

A 1 日本では、オーフス条約そのものを取り入れているわけではないが、日本でも次の3つを取り入れた方が良い。

情報公開←情報公開法

市民参加←いろんな法律・条例に参加の仕組みがあるが、知らされていないことも多い。情報の開示請求と情報公開のズレも。

訴訟へのアクセス

— 仕掛ける前に作らねばならない。

3つ全部揃っていないと意味が無い。

団体訴訟—原告適格はどの範囲か？

—どの範囲の利益を主張できるのか？

権利性の話 訴訟での範囲をきっちりと作る。

Q 2 行政不服審査についての説明をしてほしい。

A 2 従前は、行政不服審査を経てからでないといふ訴訟を提訴できなかったが、直接訴訟を提訴できる方向で現在大改正が考えられている。

法学教室 2015 年1月号に 大江裕幸先生が、この件について詳しく書いているので参考にしてほしい。

Q 3 某串カツ店にかかる行政代執行の話

A 3 (オフレコです) 議事録には掲載しません。

Q 4 公共財を賃貸借する場合、借主の既得権は、どういう場合に認められるのか？

A 4 公共財に限らず、「既得権」と見られかねない状況は一般の賃貸借でも生じうる。現在は、期限を決めて退去するまでの手続まで定めた契約書を作るはず。

Q 5 消費者法を学ぶ方法及び消費者法と団体訴訟のあるべき姿について説明をしてほしい。

A 5 具体的な事件等を考えて勉強すると良い。

消費者法は、民法の特例法ですので、先に民法を勉強すべき。

団体訴訟は今後使われないのか？低調ではないのか？

問題点 力が無い・金が無い—誰が負担するのか？

制度が知られていない点も問題だが、一番良いのは、訴訟にならないこと。訴訟以前の交渉で解決できる事例が増えていくことが期待されている。

Q 6 研究対象をさがすという意味から、横串についてのアドバイスをいただきたい。

A 6 公共性として広げる。

合意形成論として広げる。

クロスしているところを探す。

クロスしているところを勉強する。

クロスの範囲は広いはずである。

推薦図書

『岩波講座現代法の動態2 法の実現手段』 佐伯仁志編 2014年 岩波書店

『よくわかる社会情報学』 西垣通・伊藤守編著 2015年 ミネルヴァ書房

『情報学入門』 小向太郎著 2015年 NTT出版 等

議事録担当者（M1 關谷雅彦）から

大変有意義な講義をしていただき、ありがとうございました。

修士論文等を作成する際の有力な情報となりました。受講生一同、大感謝しております。